

平成28年度 第3回 青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 平成28年9月23日（金）13：30～16：40
場 所 ラ・プラス青い森 2階カメラア

【開会】

(司会)

本日の司会進行を務めさせていただきます企画調整課 課長代理の丸尾です。よろしくお願いいたします。

ただいまから「平成28年度第3回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会します。

本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、10名中6名のご出席をいただいておりますので、会議が成立することを御報告します。

議事進行は、規定に基づき阿波委員長にお願いします。

【基本的事項の確認】

(阿波委員長)

皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本委員会の基本的な事項について確認させていただきます。

3点ございます。

1点目は、会議は委員会運営要領第3に基づき公開として開催されます。

2点目です。審議の内容は、資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧します。議事録の公表に当たりましては、各委員の了解を得て行うこととしております。

3点目です。委員会に関する報道機関等への取材対応は委員長にご一任くださるよう、よろしくお願いいたします。

以上、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

続きまして本日の審議の進め方を確認いたします。

本日の議事は、次第のとおり5つの項目です。

まず、再評価の事業に係わる審議でございますが、これまでの委員会で委員会意見は継続4事業、計画変更2事業とする県の対応方針案のとおりと決定しておりますが、前回の委員会では、資料番号 H28-5 広域河川改修事業 中村川及び資料番号 H28-6 駒込ダム建設事業のB/C算定に使用する国の資産単価等の更新に係る修正と駒込ダム建設事業の調書の一部修正の意見がありましたので、最初に担当課からご説明いただくこととしております。

加えまして、前回のこの委員会で、過去の駒込ダム建設事業に係る附帯意見の内容と、その県の対応方針の状況についてご説明いただいておりますので、その件に関しても委員の皆様からご意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2) 再評価についての知事へ提出する意見書の取りまとめを行いたいと思います。

続きまして、(3) 事後評価の結果の審議を行います。

こちらについては、昨年度の委員会において対象事業につきましては選定いただいているとこ

ろでございますが、その評価結果について、県の方からご説明をいただき、ご審議をいただくと
いうものでございます。

この事後評価につきましては、事業完了後5年経過したものにつきまして、その事業効果や環
境への影響などを確認して、今後の同種事業の計画等に反映させていただくものでございます。

その後、県が行った事後評価につきまして、委員会としての意見を整理させていただき、再評
価と同様に知事へ提出する意見書のとりまとめを行います。

最後に議事の（５）でございます。

来年度、平成29年度の事後評価対象事業の選定を行います。

今年度の委員会は、本日で最後の審議とするスケジュールで進めてきておりますので、本日は
長時間となりますが、委員の皆様のご協力ほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、本日の議事の進め方につきまして、何かご質問はありますでしょうか。

<質問なし>

では、そのように進めていきたいと思っております。

【（１）再評価事業に係る審議】

それでは、議事に入ります。

まず（１）再評価対象事業の審議に入ります。

広域河川改修事業 中村川と駒込ダム建設事業につきまして、順番に県の担当課からご説明を
お願いいたします。

（河川砂防課）

5番、広域河川改修事業 中村川の調書修正について説明させていただきます。

修正箇所は調書の2ページ目、（３）費用対効果分析の要因変化のところで、赤で記載してい
る数値が、今回、修正した箇所です。

下から2つ目、中央の欄にある各種資産評価単価及びデフレーターとあります。これが例年だ
と2月に国土交通省 水管理・国土保全局から出されていますが、今年は3月末に出されたため、
調書提出の締め切りに間に合わなかったことから、平成27年2月版を基に調書を作成しました。

このたび、水管理・国土保全局から今年度事業再評価を行っている河川・ダム事業について、
28年3月版のデフレーターで算出するようという指導があったことから、今回、調書を修正
させていただきました。

また、同日に水管理・国土保全局から、今年度から費用便益分析の費用算定においては、消費
税相当額を控除することとの通知が出されたことから、併せて修正させていただきました。

具体的には、調書を2枚めくっていただくと対照表がございます。

今回、左の欄が修正前、右が修正後となっております。

総便益については251億9,400万円から250億8,000万円となり、
1億1,300万円の減となりました。これは、各種資産評価額の更新に伴い、年平均被害軽
減期待額が減少したためです。

総費用は54億6,000万円から50億2,400万円となり、4億3,600万円の減と
なりました。これは、建設費・維持管理費ともに消費税控除に伴って減少したものです。

修正箇所は以上でございます。

(阿波委員長)

続いて、駒込ダム建設事業についてお願いいたします。

(河川砂防課)

それでは、駒込ダムについて説明させていただきます。

駒込ダムにつきましては、2ページ目の費用対効果分析の箇所と3ページ目の環境影響への配慮について修正しております。

費用対効果につきましては、中村川同様、対照表で説明させていただきたいと思っております。

対照表をご覧ください。

ダムの総便益としては、ダム分の便益、不特定分の便益、残存価値の3項目からなっております。ダムの総費用につきましては、ダムの建設費と維持管理費の2項目からなっております。

ダム分の便益につきましては、各種資産評価額の更新に伴い、年平均被害軽減期待額が減少したため減少しております。

それ以外の4項目につきましては、消費税控除に伴い減少しております。

全ての項目で減少の傾向なのですが、ダムの便益分の減少額が相対的に少ないため、B/Cの算定上は、前は1.87だったものが1.89に上昇しております。

続きまして、3ページの環境影響への配慮についてでございます。

今回、前回の委員会で修正についての意見がありましたとおり、現地で確認された重要な種の中で特に注意すべきものとして、哺乳類ではツキノワグマ、鳥類はシノリガモ、ハチクマ、ハイタカ、底生生物としては、コオイムシ、サワガニを記載しました。

なお、前回の説明で両生類としてクロサンショウウオを挙げておりましたが、文献調査のみでの確認でございまして、現地では確認されていないため、今回、記載しておりません。

1点、説明を忘れましたが、調書の次に別添として費用対効果分析説明資料がございますが、これは前回提出のものと様式を変えております。これは、内容的には同じなのですが、中村川の河川事業と合わせるため、少し様式を変えております。

説明は以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明に対しまして、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。

まず、中村川の方からご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

<意見なし>

(阿波委員長)

それでは、中村川につきましては、先ほどのご説明のとおり調書を修正させていただくこととします。

それでは、続きまして、駒込ダムの調書の内容について、委員の皆様からご意見、コメントがございましたらお願いいたします。

鮎川委員、この環境影響への配慮につきましては、このとおりでよろしいでしょうか。

それと、この件に関しましては、前回の委員会で十分審議時間を取ることができませんでしたので、併せて、これまでの審議等の経過についても、何かご質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

(松富委員)

調書修正の中のB/C分析説明資料について、駒込ダムではなくて中村川の方に合わせたという説明がありましたけれども、中村川の方がいいと判断された理由等があるのでしょうか。

(河川砂防課)

駒込ダムの前回の資料の中では、被害軽減の状況の内容が含まれておりません。今回、下の表に被害軽減の、例えば世帯数でありますとか、農漁家数、水田面積、事業所数を記載しております。この記載は前回、ダムのB/C分析説明資料の様式の中にはございませんでした。

当然、こういうものも示すべきだということで、駒込ダムを中村川の様式に合わせたということです。

(松富委員)

分かりました。どうもありがとうございます。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様からございますでしょうか。

<意見なし>

(阿波委員長)

それでは、この2つの事業につきましても、これまでの委員会でのご説明のとおり、県の対応方針案のとおり継続といたしましてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのとおりとさせていただきます。

【(2) 再評価に関する意見書とりまとめ】

(阿波委員長)

続きまして、議事の(2)に移りたいと思います。

再評価に関する意見書の取りまとめでございます。

資料の6、意見書案をお開きください。

表紙がこの三村知事宛ての提出文となっています。

2枚目が、再評価に関する意見書となっています。

意見書を開いていただきますと、目次がございまして、次のページが県の対応方針案に対する委員会の意見、2ページ目が、委員会の名簿と審議の経過について記載しているものでございます。

この意見書の内容につきまして、皆様方からご意見がございましたらお願いしたいと思います。

これまでの委員会の審議のとおり、意見書の中の1ページ目に県の対応方針案に対する委員会意見、一覧表になっているものがございます。そちらに、これまでの委員会でのご説明に基づきまして、いずれにつきましても、県の対応方針案のとおりということで、1番目が継続、次の2番と3番が計画変更。続いて、4番目から6番目までが継続となっております。

加えまして、先般、委員の皆様方に附帯意見の有無についてもご確認させていただいておりますが、特にご意見等はなかったということをお伺いしておりますが、この件に関しましても、委員の皆様、追加でご発言、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないということでございますので、原案どおり、再評価に関する意見書を決定したいと思います。

近日中に委員の皆様方には、最終形の意見書をお送りして、再度ご確認いただいた上、知事へ提出したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

再評価につきましても審議は終わりました。

【(3) 事後評価結果の審議】

(阿波委員長)

続いて(3)事後評価の結果の審議に移りたいと思います。

昨年度の委員会で決定、選定させていただきました3件の事業につきましても、まず担当課から評価、事後評価の結果、内容についてご説明いただいた後、その評価結果の妥当性等について審議を行います。

質疑は、事業ごとにさせていただきたいと思います。

それでは、3件の事業につきましても、個別の事業のご説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず農村整備課からお願いいたします。

【H28-1 かんがい排水事業 指久保】

(農村整備課)

農村整備課生産基盤整備グループの浅利と申します。

整理番号H28-1 かんがい排水事業 指久保地区についてご説明します。

事業の概要について、右肩の括弧書きのページ番号、2/5ページの図でご説明いたします。

一般平面図は、十和田市から八戸市までを含む範囲での地図で、赤に着色した農地で農業用水を必要としているのですが、農業用水不足解消のため、後藤川上流にダムを築造して、後藤川本流への補給と藤島導水路により小林川と藤島川へそれぞれ用水補給を行い、農業用水の安定的な確保を図るものです。

1ページ目に戻りまして、事業の実施経過でございます。

昭和60年度に約77億円の計画で事業に着手しまして、途中、ダム形式の変更などによりまして、平成14年度に計画変更を実施しまして、平成23年度に総事業費、約225億5,100万円で事業を完了しております。

この間、3回の再評価を実施しておりまして、その中で委員会からの附帯意見はなく、継続の評価結果となっております。

なお、計画変更の主な内容は、安全性確保の観点から、下の特記事項にありますとおり、ダムの形式などが変更になったことによるものです。

続きまして、資料3／5ページの事業完了後の状況についてご説明いたします。

社会経済情勢等の変化としまして、国では、平成27年に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、食料自給率の目標を50%から45%に見直ししております。

関係市町村全体では、平成22年度の再評価時から耕地面積が2.7%の減少。販売農家数は19.5%減少しております。担い手農家への農地集積や集約化が進みまして、県内における経営規模10ha以上の大規模農家数は12.9%増加しております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についてです。

転作率は、平成22年度の再評価時の47.6%から48.1%に微増となっており、国の交付金の対象作物となっております飼料用米や大豆などの作付けが拡大しております。

作物単価は、長いもやごぼうが上昇、水稻、ニンジンなどは下落しております。

次に事業効果の発現状況です。

金銭価値化が可能な効果の(1)農業生産向上効果です。

作物生産効果は、水稻をはじめ、多くの作物で単価が下落した結果、平成22年度の再評価時から減額となりまして、年効果額は約3億4千万円となっております。

アンケートでは、66%の方が事業で整備した施設が「必要であった」、または「おおむね必要であった」と回答し、また、64%の方が事業目的である農業用水の安定供給が「達成された」、または「おおむね達成された」と回答しております。

(2)農業経営向上効果です。

効果項目が2項目ありまして、1つ目が営農経費節減効果です。用水が安定供給され、水管理の手間が軽減されたことにより、営農経費節減に係る年効果額が約7億6,900万円となっております。

アンケートでは、46%の方が維持管理費の節減が「達成された」、または「おおむね達成された」と回答しております。

効果項目の2つ目が維持管理費節減効果です。

ダム下流の頭首工や水路を改修したことによりまして、年効果額が約9,200万円となっております。

次に4／5ページをお願いいたします。

(3)生産基盤保全効果です。

本事業で老朽化等の施設の改良・更新によりまして、通水停止などの事故の発生抑制効果が発揮されまして、その年効果額は約100万円となっております。

(4)景観保全効果です。

ダム建設に伴い創造された水辺空間によりまして、周辺の景観の向上や豊かな生態系が保全され、水辺環境整備に係る年効果額が約2億8,300万円となっております。

アンケートでは、40%の方が事業によりダム湖周辺の環境が「良くなった」、または「やや良くなった」と回答しております。

(5)生活環境整備効果です。

ダム下流の住民へ危険を知らせる警報設備や水路の転落防止柵の設置による地域住民の安全性向上に係る年効果額が約1,300万円となっております。

(6)地域資源保全向上効果です。

営農のために水を使わない非かんがい期に用水を貯留し、かんがい期に計画的に河川へ放流することによりダム下流域の水量が安定することの年効果額が約9,000万円となっております。

参考としまして費用の便益比でございますけれども、当初計画の費用対効果B/C 1.02に對しまして、平成22年度の再評価時は1.11に増加しました。現在は1.02となっております。

続きまして、5/5ページをご覧ください。

施設の管理状況としまして、ダムについては県、水路などその他の施設は、奥入瀬川南岸土地改良区が定期的に点検や補修を行い、良好な管理に努めており、アンケートでも69%の方が管理状況について「適切」、または「おおむね適切」と回答しております。

次に事業実施による環境の変化です。

工事によって生じた法面を地域在来の植物で植生しまして、周辺環境に配慮しております。

また、河川の生息魚種採捕調査に基づきまして、イワナなどの魚類生息地確保などのため、河川の水深を確保しております。

アンケート調査では、環境変化について40%の方が「良くなった」、または「やや良くなった」と回答しております。

3のまとめです。

改善措置の必要性についてでございます。

アンケートでは、「改善点はない」が27%で、「改善点がある」の9%を上回っており、事業の必要度や達成度についても高い評価を得ております。

「改善点がある」とする意見の中には、工事費の地元負担軽減や農業用水の安定確保に関する声がありますが、地元負担につきましては、県と関係市町村、土地改良区で軽減策を協議し決定したものであること、農業用水の安定確保につきましては、施設の管理に関するものであることから、本事業の改善措置の必要性はないものと考えております。

再度の事後評価の必要性についてでございます。

事業効果の発現状況のとおり、全体として事業目的は達成されているものと判断しておりまして、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点でございます。

同種事業の計画、調査の在り方についてですけれども、事業採択後にダムの設計に関する国の基準改定に伴う監査廊の追加工事が必要になったことなどで事業費が増額となりまして、併せて工期も延長になったことから、同種事業の計画、調査においては、事業費と工期について、更に精度を高める必要があると考えております。

事業評価手法の見直しについてでございます。

関係農家を対象としたアンケート調査を3月から5月にかけて実施し、回収率は77%を達成できましたけれども、効率的に意見を把握するためには、回収率の向上が必要であり、営農期間を避けるなど、調査時期の工夫が必要であると考えています。

同種事業の内容・手法等の在り方についてですけれども、アンケート調査では、「農業用水の安定供給が図られた」などの意見があったことから、整備した施設が継続して効果を発揮できるよう、施設の適切な維持管理に努める必要があると考えております。

以上、個別説明を終わりにして、引き続き事前質問について回答いたします。

資料5の1ページをご覧ください。

はじめに秋葉委員からのご質問で、平成22年の再評価時と比較して水稻の生産量の増加が予想されるが、農業生産効果として明記されていないことの理由についてでございます。

先ほど、ご説明した資料の3/5の棒グラフの上の部分にあたりますけれども、ご指摘のとお

り、水稲は生産量が増加しておりますけれども、作物単価がキロ当たり51.7円、当時と比べて下落しまして、効果額が減少したため、今回、記載しておりません。

一方、作物単価が上昇したナガイモについては、効果額も増加しておりますので、差し支えなければ評価調書の方に追加したいと考えております。

次に大橋委員からは、アンケートの配布部数、回収部数が他の事業に比べ少ない印象を受け、全数調査でよかったのでは、とのご意見でございます。

本件につきましては、平成20年度に開催されました「青森県公共事業評価システム検討委員会」において、アンケート調査の配布部数についても検討いたしまして、限られた予算や時間などの制約を踏まえて標本数を100件程度としております。

本事業では、回収率を見込みまして、全受益者の約1,700人の1割に当たる170人に配布することとしまして、偏りが生じないよう、地域バランスを考慮しながら関係農家から無作為に抽出し調査を実施しております。

2ページ目に移りまして、丹治委員から平成22年度から転作率が増加しているのに費用対効果、B/Cが低下している現状を踏まえまして、転作率とB/Cの関係についてのご質問が1点、転作率がダムの有効貯水量に影響することに関する考え方についてのご質問が1点かと思えます。

1点目の転作率とB/Cの関係につきましては、転作率の増加が必ずしもB/Cの低下につながることはなりません。

事後評価時点でB/Cが低下している主な要因については、効果算定項目のうち「作物生産効果」が大きく減少しているためでございます。地区内で栽培されている水稲をはじめ、大豆やニンニク、ニンジンなど、主要な農作物の単価が下落したためにこのような結果となりました。地区内で栽培されている作物のうち、ナガイモやゴボウの単価は上昇しておりますので、今後、こうした高収益作物の導入が促進されれば、地域の作物生産額が向上し、本事業におけるB/Cも増加することとなります。

2点目の転作率と有効貯水量についてでございます。転作率の上昇に伴いまして、水稲の消費水量は減少することとなりますけれども、本地区では、田畑輪換を行う中で畑から水田に戻す際に多くの水を消費すること、畑作においても用水を必要とすること、更に、末端農地へ送水するためには、水路の水位をある程度確保する必要があることなどから、水稲面積が減少しても計画どおりの水量が必要となっております。

このため、当面は現在の運用を継続し、将来的には必要に応じて用水計画の見直しを検討していきたいと考えております。

また、本ダムは豪雨時の場合、洪水貯留機能、これも有しておりますので、災害防止に寄与しているというふうに付け加えたいと思います。

説明は以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、まず、事前にご質問をいただきました件について、その回答書を秋葉委員の方から、もし追加でご質問がございましたらお願いいたします。

(秋葉委員)

ご回答、ありがとうございました。

1点、お伺いしたいのですけれども、これは対前年比で単価が下落しているのか。それとも、平成22年から28年の間の平均値で下落しているのかどうか。

(農村整備課)

説明不足で申し訳ありません。

平成22年度と比較してということでございます。

(秋葉委員)

ありがとうございます。

もし、変化率を22年度から28年の平均値をとれば、下落率が減少するということはないのでしょうか。その分、評価が高くなるわけですが。

(農村整備課)

きちんと計算しなければ正確なところは出てこないですけれども、もう少し縮まると考えております。

(秋葉委員)

そうですか。

通常の計算の仕方は、こういうやり方になるのでしょうか。

(農村整備課)

はい、そうです。

(秋葉委員)

ありがとうございました。

(阿波委員長)

よろしいですか。

大橋委員、もし追加でございましたらお願いいたします。

(大橋委員)

アンケートについてのご回答、ありがとうございます。

検討委員会で検討された結果ということですが、やはりちょっと少ないという印象がございます。可能であれば、調書のどこかに、どれぐらいの母数に対してどれぐらい抽出をした結果だということを書いていただくとよろしいと思います。これは要望ですので、よろしく願いいたします。

(農村整備課)

分かりました。

(阿波委員長)

次年度に向けて、アンケートの取り方について、調書の記載の仕方についてご検討いただければと思います。

それでは、その他、委員の皆様方から追加でご質問、コメントございましたらお願いいたします。

では、私の方からよろしいですか。

調書の後ろに参考としてついている「事後評価アンケート結果」の中で、今回の事業の目的が、特に農業用水の安定確保ということであったと思いますが、そういったことから考えますと、問7の質問につきまして、受益率の中で十分水が確保できていないようなコメントが幾つか記載されているのですが、このへんはどのような理由によるものでしょうか。もし、いろいろご検討されておりましたら教えてください。

(農村整備課)

これに関しましては、農業用水というのは上流から下流まで、上流から下流に流すという性格上、上流の方で規定以上の水を取ってしまうと下流の方まで流れないという、管理上の問題がございます。これにつきましては、改良区とも連携しながら、適切な水利用ということで指導なりをしていきたいと思っております。

(阿波委員長)

水の管理、運用の仕方といいますか、そういったものとセットで考えていく必要があるということでしょうか。

今回のこのような指久保ダムのような同種の事業は、今後、考えられますでしょうか。

(農村整備課)

農村整備課の関係では、今後、ダムの計画は、今のところございません。

(阿波委員長)

分かりました。ありがとうございます。

その他、委員の皆様からご質問、ございますか。
よろしいでしょうか。

<質問なし>

特にご質問がないようでございますので、2つ目の審議に入ります。

【H28-2 総合流域防災事業 新城川】

(阿波委員長)

続きまして、河川砂防課からお願いいたします。

(河川砂防課)

整理番号 H28-2 河川事業 新城川について説明させていただきます。

事業名は総合流域防災事業、箇所名は青森市の新城川です。

事業の背景・必要性といたしましては、自然環境の保全に配慮しながら河川改修工事を行い、新城川沿川の人家や田畑の洪水被害から守るため、本事業を実施しました。

主な事業内容としましては、築堤工、護岸工が11,240m、掘削工が5,620m、JR橋が2橋、道路橋が14橋となっております。

事業の実施計画につきましては、昭和41年度着手、平成23年度完了となっております。

公共事業評価の実施期間につきましては、平成10年度、15年度、20年度の3回再評価を実施しており、いずれも対応方針は継続、附帯意見はなしとなっております。

また、総事業は、当初計画時の82億7,000万円に対して、最終実績額として102億800万円となっております。

次のページをご覧ください。

事業完了後の状況についてですが、社会経済情勢等の変化については、近年の異常気象により全国各地で局地的豪雨等による浸水被害が発生しており、これら河川の災害対策及び治水安全度の向上が急務となっている。

2つ目が近年の河川環境に配慮した河川整備に対する関心の高まりに対し、自然環境に配慮した河川整備が求められているとしております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化としましては、平成20年の再評価と比較した費用便益比の減は事業完了時の総事業費の増によるもの、となっております。

参考として、次のページに平成20年の再評価時と今回の費用便益比を対比しております。

総費用は、平成20年が257億600万円に対し、今回は369億1,300万円。総便益は、平成20年が762億4,800万円に対し、今回は1,084億7,700万円。費用便益比は平成20年が2.97に対し、今回は2.94となっております。

前のページに戻っていただいて、事業効果の発現状況としましては、金銭価値化が可能な効果として、洪水被害による被害防止効果があり、被害軽減額は1,084億7,700万円となっております。その他の効果として、人身被害防止効果と交通途絶による波及被害の防止効果があります。

また、地域住民へのアンケート結果では、必要度については80%の方が「必要であった」、「おおむね必要であった」と感じており、19%の方が「どちらとも言えない」、「わからない」、1%の方が「あまり必要でなかった」、「必要でなかった」と感じております。

達成度については、浸水被害の解消について63%の方が「解消された」、「おおむね解消された」と感じており、35%の方が「どちらとも言えない」、「わからない」、2%の方が「あまり解消されていない」、「解消されていない」と感じております。

その他効果では、34%の方が「効果があった」と感じており、理由としては、周辺の住宅化、川の清掃等による町内会活動の活性化の意見が多くありました。

次のページをご覧ください。

事業により整備された施設の管理状況としましては、定期的に河川巡視を行い、また適宜雑木伐採や河床整備を実施しており、事業完了から5年が経過していますが、現在まで浸水被害は発生していません。

また、管理状況に関するアンケート結果では、48%の方が「適切」、「おおむね適切」、35%の方が「どちらとも言えない」と感じておりますが、17%の方が「あまり適切でない」、「適切でない」と感じており、理由としては、河道内の土砂や雑木の撤去の頻度が少ないという意見が

多くありました。

事業実施による環境の変化としましては、1つ目が河道の幅を広くすることにより、みお筋が固定されずに、流れの自由度が保たれている。

2つ目が、護岸に環境に配慮したブロック製品を使用し、周辺との調和に配慮しました。

また、環境変化に関するアンケート結果では、34%の方が「良くなった」、「やや良くなった」、61%の方が「どちらとも言えない」と感じておりますが、5%の方が「やや悪くなった」、「悪くなった」と感じており、理由としては、魚が昔に比べて少なくなったという意見が多くありました。

改善措置の必要性としましては、工事等の改善点に関するアンケート結果では、16%の方が「改善点はない」、69%の方が「どちらとも言えない」と感じていますが、15%の方が「改善点がある」と感じており、その中で魚道の整備、浸水空間の整備や管理用通路の改善についての意見が多くありました。

また、管理状況に関して、雑木にごみが引っ掛かっているなどの意見もあることから、地域住民との情報交換等を行い、必要に応じて改善措置を取るとともに、今後も適正な維持管理に努める必要があると考えております。

再度の事後評価の必要性につきましては、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されていると判断し、再度の事業評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点としましては、治水対策として十分に効果を発現しており、地域住民にも効果を認識していただいていることから、今後もこれまでと同様に住民説明会を開催し、住民の意見を、理解を得ながら事業を実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

どうぞ、秋葉委員。

(秋葉委員)

アンケート調査の間12ですが、「地域活性化に結びついているのかどうか」という質問は、「効果はない」の理由の中にもありますとおり、本来の事業目的以外の効果に対する質問が、果たして適切だったのかどうかという疑問は回答者と同様に私も感じているところです。「そもそも浸水防止以外、なにか別の目的があったのか」とか。「地域活性化と結びつく筋合いのものでもないか」というふうなコメントが付されているように、もし、どうしてもこういう質問が必要であったとしたら、その結果として、目的以外の波及効果として、こういうことが地域活性化などに結び付いたと感じられるかどうかくらいの文言の適切さが必要と思います。質問自体、これで良かったのか。これが必要だったのかどうか。そこのところお答えいただければと思います。

(河川砂防課)

今の質問のご趣旨は、河川改修と直接関係ないのではないかと、という趣旨でよろしかったでしょうか。

(秋葉委員)

この事業の目的の中に地域活性化が始めから入っているのであれば、効果を聞くのは当然のことだと思うのです。目的に無いのに、突然効果を聞く、どうして聞かれたのかなという、素朴な疑問なのですが。

(河川砂防課)

基本的には、ルール上も「その他の効果」ということを聞くことにはなっています。我々が考えたのは、問12の「効果があった」という理由の欄にもありますとおり、新城川で町内活動などが多くなっておりまして、その辺のことを我々も認識していたので、このように地域活性化に結果として結び付いたと感じていますか、という意味合いで聞いてみたわけです。

もう一度読みますと、この事業、つまり新城川の河川改修事業を行ったことが、地域活性化に結び付いたなど、洪水による浸水被害の解消以外に効果があったと思いますかという、委員がおっしゃっているとおり、「結果として」といった意味合いで聞いております。

(松富委員)

少しよろしいですか。

(阿波委員長)

どうぞ。

(松富委員)

私の専門は水管理なので、この設問については、少しも疑問に感じなかったのです。

河川改修をやれば安全度が上がります。そうすると、住民の方も、ここに比べて危険なところに住むよりはいいかなということで、地域活性化に繋がるとか、そういう考え方の人も出てくるのではないかというふうに考えておりますので、この質問に対しての違和感は、私は感じません。

(秋葉委員)

事業の当初の目的の中にそれがもし明記されてあるのであれば、効果としてアンケートの中に入るというのは当然なのではないかと思えます。

結果として、目的外の波及効果がそこに地域活性化として現れているのかどうかという文言であれば、先生がおっしゃったような内容で把握できるかなというふうには理解できるのですがいかがでしょうか。

(松富委員)

先ほど、別に事務局の味方をするわけではないのですが、その他というところだったので、この部分に関しては、それぞれの背景の方が、それぞれいろいろな理解の仕方をすると思うのですね。ですから秋葉委員のご質問も分かります。

河川の方をやっていると、やはり当然、こういう質問があってもいいなというふうな感じですから。そういうふうに感じていますということです。

(阿波委員長)

その他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(松富委員)

アンケートの間8です。この質問は本当に難しいと思います。

「この事業が完了したことにより、洪水による浸水被害が解消されたと思いますか」ということで、例えば、今回の改修事業が、最終的な基本計画として、この川の治水安全度が50分の1だったとします。それを目指した時の改修結果なのか、それともまだ途中の段階の改修結果なのか。そういったことが分からないわけですね。

ですから、そのあたりをきちんと示しておいて、こういう質問になるのかなと思います。

ただし、一般の住民の方には、そのあたりの理解が難しいかもしれません。ですから、書き方だと思うのですが、ここの質問は非常に難しいということで、アンケートのやり方について少し事務局で考えていただければいいのかなと思います。

と言いますのは、これで結構解消されたという方がおられましたら、もう洪水はないのかというふうに感じてしまいます。ところが、実際問題として、50分の1だとしても、100分の1の雨が降ったりすることがあるわけですから、完全に解消されたということではありません。

ですから、このあたりの質問は難しいとは思いますが、今回の整備水準はどうであったかということ、一般の方に分かりやすく説明した上でこういう質問をするということが重要なと感じました。

(阿波委員長)

何か担当課の方からコメントございますか。

一般の方への説明と、やはりこのへんの間8というのは、むしろ、我々専門家側がしっかりと評価をしなければいけない話じゃないかなと思いますので、そのあたり、少し区別して、今後、住民の方に対する聞き方と、技術的に把握しておかなければいけない点と分けてやっていけばいいのかなと思うのですが、もし何かコメントがございましたらお願いいたします。

(河川砂防課)

どうもありがとうございます。

河川砂防課長でございます。

確かに、委員長がおっしゃるとおり、これで絶対安全だということはないわけです。

ところが一方、この川は30分の1の規模で作っておりますが、このアンケートにおいて、「30分の1の規模で作りました。ですから、30年に1度の雨量、その規模までは大丈夫ですよ」という聞き方もアンケートとしていかがなものかということもございますので、委員長がおっしゃったように当面は分けていく必要があると思っておりました。

いずれにしろ、貴重なご助言ありがとうございます。

(松富委員)

間8によると、この事業が完了したことにより、洪水による浸水被害について32%の方が解消されたと思っておりますので、これは非常に怖いことだと思います。ご検討いただければと思

ます。

(河川砂防課)

はい、かしこまりました。ありがとうございます。

(阿波委員長)

住民の方に対して丁寧な説明をしていくということだと思います。それは、きちんと理解されていて、その上で、このようなアンケートを実施することが、大切だということを、松富委員がおっしゃっているのではないかと思います。

その他、委員の皆様からご質問ございますか。

<質問なし>

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、整理番号 H28-3 の事後評価に入ります。

【H28-3 3・2・2号 内環状線道路改築事業 石江字江渡地内～石江字三好地内】

(阿波委員長)

続きまして、都市計画課からご説明をお願いいたします。

(都市計画課)

整理番号 H28-3 についてご説明させていただきます。

事業種別は街路事業、事業名は 3・2・2 号内環状線道路改築事業、事業箇所は青森市の石江字江渡地内～石江字三好地内です。

事業主体は青森県ですが、事業完了後の平成 23 年 12 月に青森市に引き渡し、現在は青森市が管理しております。

事業方法は国庫補助と一部県単独費で実施しております。

財源、負担区分については、国が 55%、県が 30%、青森市が 15% です。

続きまして、事業の背景、必要性についてですが、3・2・2 号内環状線は、青森都市圏における骨格道路網の一翼を担う環状道路であり、流入・流出する交通を円滑に分散する役割を有しており、当該事業は、この路線のうち J R 奥羽本線との立体交差部分を含む延長 524 m の街路整備事業であり、隣接する青森市の事業、図で示しますと、当該事業の北側の青い部分延長 360 m、石江工区と一体的整備によって西滝新城線と国道 7 号西バイパスと直結するため、平成 14 年度に事業着手しました。

この道路が完成すると、新青森駅と青森インターチェンジやフェリーふ頭などの交通拠点、更には三内丸山遺跡や県立美術館といった観光拠点とのアクセス性が向上し、交流人口の増加や産業・経済の活性化が見込まれるほか、安全・安心で快適な歩行者空間が確保されることとなります。

続きまして、主な事業内容ですが、施工延長は 524 m、幅員は全幅で 27 m から広い場所では 42 m の 4 車線道路の整備で J R 奥羽本線をアンダーで通過する立体交差部分の延長は 64.8 m です。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果は、交通の円滑化、その他の効果として、良好な歩道環境の創出があげられます。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成14年度で、平成18年度から用地買収を行い、平成20年度に工事に着手し、平成23年度に事業が完了しております。

事業期間、総事業費及びその計画変更ですが、当初計画では、平成14年度から平成22年度までの事業期間、90億4,000万円の事業費を見込んでおりました。

それを、平成22年度の計画変更で事業期間を1年延長し、平成23年度までとするとともに、事業費を83億3,000万円に減額しております。

最終実績は事業費81億9,900万円で、平成23年度の事業完了です。

特記事項に記載しておりますが、事業期間を1年間延長しました。その理由は大型物件の用地交渉難航、更には線路交差点の工事を施工するJRとの間で施工方法や工程の調整に不測の日数を要したことによるものです。

また、事業費は約8億円減額となりましたが、減額の要因については、次のページの上から2つ目の欄、費用対効果分析要因の変化に記載しておりますが、歩行者が地上の側道部から地下のJR横断部へ移動する際に必要な歩行者用階段通路の位置が変更されたことに伴い、この階段通路の規模の縮小と、簡便な仮設方式への変更が可能となったため、工事の費用が大きく減ったことによるものです。

具体的には、6ページ目の完成写真を見ていただきたいのですが、中央部のU字型の側道の右下のところ、線路に挟まれた部分に黒っぽい建物が見えるかと思えます。この位置が変更になったことによるものです。

調書に戻っていただきまして、1ページ目の最後が事業概要図と右下の方に、ちょっと見づらいのですが、JR交差点部の横断図が記載されております。

次のページに移りまして、社会情勢の変化についてです。

沿線の市街地は、昭和の時代の無秩序な開発によって形成された既成市街地ですが、近隣の区画整理等による開発や国道7号沿いへの商業施設の立地に伴って、発生集中交通量が多くなっているところに、新幹線開業に伴って新青森駅を中心とした発生集中交通量が増加し、更には三内丸山遺跡や県立美術館等の優良な観光施設への集客も見込まれるなど、今後、更なる発展が期待される地域です。

事業効果の発現状況のうち、金銭価値化が可能な効果として交通の円滑化があげられます。旅行速度と混雑度の変化を図で示しておりますが、特にピーク時における旅行速度、真ん中の図ですが、これが大きく上昇し、混雑度は大きく下がっております。

この効果の費用便益を算定しますと、走行時間短縮便益が160億3,900万円。走行経費減少便益が2億7,500万円。

その他、3つ目が漏れておりました。交通事故減少便益は8億6,600万円、「866」と数字を入れていただきたいのですが、この3つの合計で171億8,000万円となっております。

この効果は、アンケート結果にも現れており、達成度には8割の方が「達成された」または「おおむね達成された」と回答しており、必要性では約9割の方が「必要であった」または「おおむね必要であった」と回答しています。

その他の効果としては、良好な歩道環境の創出があげられます。

アンケート結果においても、必要性のうち歩道に関する回答では約8割の方が「必要である」

と回答し、その理由として、「歩道が広がって歩きやすくなった」や「安心して歩けるようになった」などがあげられています。

施設の管理状況ですが、現在の道路管理者である青森市に確認したところ、これまで道路管理上の問題は特に発生しておらず適切に管理されている、とのことでした。

アンケート調査におきましても、管理状況では、約7割の方が「適切」「おおむね適切」と回答しています。

環境の変化について、特に留意した配慮内容としましては、3つ目のポツにあるとおり、周辺一帯が住宅密集地のため、低騒音、低振動タイプの建設機械を使用するとともに、特に民家に近い場所では防音カバーを設置するなど、生活環境に十分配慮して施工したことなどがあげられます。

環境の変化に関するアンケート結果では、環境状況が「良くなった」と「やや良くなった」の回答を合わせると約5割で、「悪くなった」、「やや悪くなった」の回答を遥かに上回ってありました。

次のページの改善措置の必要性について、アンケート結果では、「改善点がある」との回答が約2割あった中で、「街路灯が少なく道路が暗い」、「除排雪不足」といった内容の回答が多かったところであり、青森市へこの状況を提供し、対応を依頼しました。

再度の事後評価については、先ほどの事業効果の発現状況のとおり、十分な効果の発現状況があり、事業目的は達成されたと判断されることから必要がないものと考えております。

今後に向けた留意点のうち、「同種事業の計画調査の在り方」、そして内容、「手法の在り方」についてですが、当該事業は、用地買収の遅れにより事業期間の延長が生じたことから、今後、同種事業においては、現地状況の調査をきめ細かく実施し、大型補償物件や難航が予想される物件については、できるだけ早期に交渉に入ることが望ましいと思われれます。

また、JRとの調整に不測の日数を要したことも事業期間延長の要因になったことから、今後、関係機関との協議を要する同種工事においては、早期の段階から事前調整などを行い、余裕を持って施工方法や工程の調整を行う必要があると考えております。

調書について説明は以上ですが、別紙として、アンケート結果4ページ、写真3ページ、最後に費用対効果分析説明資料を1ページ添付しております。

まずは、アンケートについてですが、これは昨年度末、平成28年3月に実施しております。沿線地域住民とタクシー会社、宅配業者を対象として実施しました。

部数は合計1,000部で、回収率は約50%でした。

沿線地域住民は、真ん中の居住地位置図に示すとおり、中央の青い実線が事業箇所、これを取り巻く12地区、具体的には赤の点線で囲まれ、町名が四角で囲まれた範囲としております。

アンケート結果につきましては、円グラフに割合、表に具体的な意見内容と件数で示しており、主要な結果については、先ほど調書のところで説明したとおりです。

状況の写真につきまして、5ページ目は現道の写真で、上段3枚がバイパス整備前、下段2枚が完成後です。

6ページ目は完成後の全景写真、7ページ目は完成後の車道及び歩道の利用状況の写真でございます。

別紙8ページ目は、費用対効果分析です。

1番目の算定根拠につきまして、コストCについては県事業0.52km分と青森市事業0.36km分の合計の費用としております。これは、県事業のみでは事業の効果を発現できず、市事業

と合わせた2つの道路整備により事業効果が発現されるため、合計費用としたものです。

2の投資効率性ですが、(1)で道路整備に要する費用を算出したところ、現在価値化した総費用は、総費用C、これは110億円でした。

(2)では、便益を算出しておりますが、総便益Bは171億8,000万円であり、これから費用便益比 B/C を計算すると、1.56となっております。

説明は以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明に対しまして、委員の皆様からご質問をお願いいたします。

(秋葉委員)

ちょっと確認だけ、確認です。

事業効果の発現状況の中で、グラフなのですが、整備前23年、整備後23年でよろしいんでしょうか。同年でよろしいのですか、確認です。

(都市計画課)

供用は、11月2日でしたけれども、その前と後で測っておりますので、同じ23年です。

(秋葉委員)

ありがとうございます。

(松富委員)

ちょっとよろしいですか。

(阿波委員長)

どうぞ。

(松富委員)

今のところについては、整備後はよろしいんですけれども、整備前は工事中だから、工事期間は使えていないんじゃないですか。

(都市計画課)

整備前につきましては、バイパスの部分は、測っておりません。

バイパス部分については、整備後だけです。

(松富委員)

ですから、整備後はよろしいのですが、整備前のデータというのは、いつのことでしょうか、というご質問だと思うのですが。

(都市計画課)

整備前は、23年11月2日の前ですので、その前の23年中に測っておりまして、まだバイパスが供用されていない時に、それ以外の場所の交通量を測っています。

(松富委員)

ということは、同じ路線ではないわけですね。バイパスの方と、元の方を比較してということですね。

(都市計画課)

影響がある区間について、全部測っておりますので、そのへんについてです。

(松富委員)

分かりました。

ありがとうございます。

(阿波委員長)

その他、ございますか。

どうぞ。

(松富委員)

全体的な質問なのですが、青森県の場合は、アンダーパスの場合と、上を越えていく場合、その割合というのは、何か把握しておられるのでしょうか。

(都市計画課)

今、具体的な数値は持ち合わせてはおりませんが、オーバーがかなり多いように思われます。アンダーは意外と少ないように思われます。

(松富委員)

だと思うのですね。そういう意味で、例えば、排水の問題だとかいろいろ出てくる可能性等があって、意外と貴重なデータというか、ものが得られるかなと思います。

(都市計画課)

この場所につきましても、当初はオーバーを考えておりましたが、いろいろな経費、事業費とかを検討した結果、アンダーに変わっております。都市計画決定の段階では、最初はオーバーでしたが、それを変更しましてアンダーにしております。アンダーにしたことによりまして、排水ポンプ場とかの設備も付けております。

(阿波委員長)

その他、ございますか。

<質問なし>

よろしいですか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、3件、事後評価につきまして、担当課よりご説明いただきましたが、全体を通して、何か追加でご質問やコメントなどございましたらお願いいたします。

ちょっと質問し忘れたとか、もう1回確認したいという事項がございましたらご発言ください。

<質問なし>

特にご意見がないということでございますので、以上で3件の事後評価につきましては、審議を終了いたします。

若干、早めに議事の方が進んでおりますが、ここで一旦休憩を取りたいと思います。

お手元の時計で3時から議事を再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<10分間休憩>

(阿波委員長)

お時間となりましたので、それでは議事に戻りたいと思います。

先ほど、県の担当課から3件の事後評価の結果についてご説明いただきまして、皆様からご意見を頂戴し、審議をしてきております。

最終的にこの評価の結果について、委員会として意見、コメントとして何か付けるかどうかをここで皆様からご意見を頂戴したいと思います。

もし、その評価結果について、委員会意見を付けるということであれば、どのような内容が適切なのかといったことについてご発言をいただければと思います。

それでは、ご意見ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

(松富委員)

先ほど、アンダーパスというのは、青森県においては例が少ないということでしたけど、アンダーパスの場合、どうしても水が溜まっちゃうということでポンプを設けなければいけない。そうしますと、例が少ないということですので、そのあたりの維持・管理に関するデータを集めることも重要という気がするんですね。

ですから、これに関して事後評価、もう1回する必要があるかということに関しては特にございませんけれど、そういったもののデータを集めるということが、もし、今まで例がないならばやるということも重要ななと思いましたが、いかがでしょうか。

(阿波委員長)

それは、この事後評価の結果ということとはちょっと切り離して、そのデータについて、そういったものを今後蓄積していった方がいいのではないかとのご提案ということでよろしいでしょうか。

どうでしょうかね、担当課の方で、そういったニーズというものはございますか。アンダーパ

スに係わる将来的な維持管理について、今後、データを蓄積していく必要があるのかどうかということだと思っております。

それは、多分、当然県としても、いろいろ個別の事業を見ながら、その状況を把握されていくと思うのですが。

(松富委員)

多分、運転履歴みたいなものを見れば出てくるのかもしれませんが。あえてやる必要がないかもしれませんが。ある意味ではデータが失われないような、そういう管理の仕方というのはいかがでしょうか。

(都市計画課)

都市計画課長です。

アンダーパスについては、先ほども説明しましたように、あまり例がないということで、何か所かありますけれども、今、委員の方からお話があったように、アンダーパスの維持管理のデータを蓄積していくということ、有意義なことだと思いますので、そのような対応をしていきたいと思っております。

以上です。

(阿波委員長)

特に、今回のこの調書に対する意見、コメントということではなくて、県として、今後そういったデータを蓄積し、今後の次の事業に生かしていただきたいということでよろしいですね。

その他、委員の方からご発言ございますか。

<意見なし>

それでは、特にないようでございますので、事後評価3つの事業全て県の評価結果については異論がないということで特にコメントは付けないということで、委員会として対応させていただきます。よろしく願いいたします。

以上で3つ目まで議事が終わりました。

【(4) 事後評価に関する意見書とりまとめ】

(阿波委員長)

続いて、4つ目の事後評価に関する意見書の取りまとめについて確認いたします。

こちらは、お手元の資料7でございます。

まず表紙がございます。2枚目が目次となっております、県の評価結果に対する委員会の意見と委員会の名簿と審議の経過が目次に記載されております。

1 ページが先ほどの整理番号1番のかんがい排水事業に関する県の評価結果。

2 ページが、整理番号2番の総合流域防災事業に関する県の評価結果。

整理番号3番が、先ほどの3・2・2号内環状線の道路改築事業の評価となっております。

先ほど、確認させていただきましたが、委員会としての意見は、ここには付さないということでございますので、この原案どおりとなるかと思っておりますが、再度、委員の皆様におかれましては確認していただければと思います。

よろしいでしょうかね。

その中、県の評価結果の概要、文言のところも記載のとおりでよろしいでしょうか。ちょっとざっと見ていただいて、もし何かあればお願いいたします。

最後のページには、委員会の名簿と今年度の審議の経過について記載しております。

特に、このとおりでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

<意見なし>

特にご意見がないということでしたので、原案どおり、事後評価に関する意見書を決定したいと思います。よろしくお願いいたします。

つきましては、再評価の意見書と同様に委員の皆様には、近日中に最終形の意見書をお送りし、再度ご確認をいただいた上で準備が整い次第、私と委員長職務代理者でございます大橋委員と2人で知事に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

(松富委員)

ちょっと確認です。

再評価の方なのですが、駒込ダム建設事業に関しては、これまで、附帯意見等は付いてませんでしたか。

(阿波委員長)

何回か付いたことがございます。

(松富委員)

今回は付けないということで、それはもう、今までの附帯条件はクリアされたという考え方ですね。

(阿波委員長)

そうですね。

これまでのこの委員会で、過去何度か審議されておりますので、新たな附帯意見ということは必要ないのではないかというふうに判断いたしております。

(松富委員)

ありがとうございました。

確認させていただきました。

(阿波委員長)

それでは、議事の4番目までよろしいでしょうか。これで議事4つ目までの事後評価に関する意見書の取りまとめまで終了いたしました。

【(5) 平成29年度事後評価対象事業の選定】

(阿波委員長)

それでは、特にここまでご意見がないようでございますので、続いて議事の(5)平成29年度事後評価対象事業の選定に入ります。

まずは、選定の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

では、事務局から説明いたします。

平成24年度完了事業一覧という横長の資料をご覧いただきたいと思います。

平成24年度の完了事業といたしましては、こちらに記載しております71事業となります。

資料の右上の方に記載しておりますけれども、事後評価を実施する事業を選定する際の選定基準に合致する部分というのが、濃い青色で塗りつぶされた部分となります。

再評価時に附帯意見を付された箇所につきましては、全て対象となるのですが、平成24年度に完了した事業につきましては、附帯意見が付いている箇所はございませんでしたので、これにつきましては該当なしです。

それ以外の選定基準といたしましては、まず1つとしまして、再評価を実施したもの。

2つ目としまして、事業費や事業期間について計画と実績の差が大きいもの。

3つ目としまして、その他の理由があるもの。例えば、事業費が大きく同種の事業のモデルとなるような事業などでございます。

1から3の該当する事業が多くある場合には、各課におきまして2事業までを選定しております。

各課が最終的に選定候補としたものは、薄い青色を着色している事業になります。

この薄い青色を着色した選定候補を一覧表にまとめたものが、平成29年度選定候補一覧となっております。

箇所ごとに具体的な事業内容を記載しているのが、次の公共事業事後評価選定調書という縦書きの調書になります。調書につきましては、担当課の方からご説明いたします。

以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、担当課の方から順番にご説明をお願いいたします。

(林政課)

整理番号1番です。

事業種別は治山事業、事業名は地すべり防止事業、箇所名等は、深浦町の芦菴地区です。

事業主体、管理主体は青森県です。

事業方法は国庫補助事業、財源負担区分は国が50%、県が50%となっています。

事業の背景・必要性についてですけれども、当該地区は日本海側に分布するグリーンタフ地域に共通する典型的な第三紀層地すべり地帯に位置しています。このような地質的な特性に加え、150cmを超える積雪地帯であることから、過去に融雪や豪雨による地すべり災害が発生し、人家等の倒壊や町道の破損等が生じました。

このような被災により、地域から総合的な地すべり対策を要請され、生命・財産の保全を図ることを目的として、平成10年度から着手しております。

主な事業内容ですけれども、集水井工が7基、ボーリング暗渠工が約12,000m、谷止工が4個等となっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果、これは土砂崩壊防止効果及び山地災害防止効果。地すべりによる被害から人家等を保全する効果です。

次に事業の実施経過です。事業着手、工事着手とも平成10年度で、平成24年度に完了しております。

実施計画ですけれども、当初計画は、事前評価が平成9年になっていまして、当初計画は平成10年から23年の実施期間で、当初、全体計画事業費は10億6,300万円となっております。

右の方にいきまして、再評価が平成15年度と20年度に行われておりまして、最終実績は平成24年度で、事業期間が平成24年度までになっていて、最終事業費は7億1,700万円となっております。

下の段にいて、第1回目の計画変更は平成19年度で、計画期間はそのままで事業費が7億6,300万円に減額となっております。

それから、第2回目の計画変更は平成23年度で、事業期間を1年間、平成24年度までに延長して、事業費は7億1,800万円とこれも減額となっております。

特記事項ですけれども、公共事業評価の状況ですけれども、平成15年度と20年度に公共事業評価を行っております。対応方針は継続です。

計画変更は、第1回目、第2回目とも対策工事の効果判定結果等を基に事業量を見直したことによる事業費の減となっております。

次のページをお願いします。

整理番号5番です。事業種別は治山事業、事業名は奥地保安林保全緊急対策事業です。箇所名は、平内町の滝ノ沢地区。事業主体、管理主体は青森県です。

事業方法は国庫補助事業、財源負担区分は国が50%、県も50%です。

事業の背景、必要性ですけれども、本地区の森林は、町の飲料水確保のための重要な水源林であるが、過密化や幹折れ等で荒廃し、森林機能が低下しつつあった。そのため、溪岸や山腹斜面の荒廃危険山地の崩壊を未然に防止するため、溪間・山腹工による斜面安定化や荒廃森林の整備を一体的に実施し、土砂流出防止や水源かん養機能の向上を図りました。

主な事業内容ですけれども、溪間工が7個、水路工が49.5m、山腹工が0.05ha、森林整備は149.5haです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、山地保全効果、これは土砂流出による被害から人家等を保全する効果です。

それから、水源かん養効果、これは、洪水防止や貯水水質浄化機能を向上させる効果です。

事業の実施経過ですけれども、事業着手、工事着手ともに平成20年度、完了は平成24年度となっております。

当初の計画は平成20年度から22年度で1億5,000万円の計画でした。最終的には、事業期間が平成20年度から24年度で3億5,400万円となっております。

下の段へいて、第1回計画変更は平成22年度で、事業期間は1年間延伸しまして平成23

年度までで、事業費は3億4,900万円と増額になっております。

特記事項の第1回変更計画内容ですけれども、平成19年11月の豪雨で土砂等が流出し、県道及び市道に被害を与え、拡大崩壊の危険性があったため、事業実施年度の調査・測量・設計委託等による森林整備内容の見直しにより、溪間工が4個から7個、水路工がゼロだったものが49.5m、森林整備が85haから149.5haと増加しております、事業費の増額変更を行ったものです。

説明は以上です。

(農村整備課)

続きまして、選定候補調書の3ページになります。整理番号29番です。

事業種別では、ため池等整備事業、事業名はため池等整備事業の用排水施設整備です。

箇所名は弘前市の杭止堰地区となります。

事業主体は青森県となります。管理主体が杭止堰土地改良区となります。

事業方法は国庫補助、財源負担区分は国が55%、県が28%、市町村が17%になります。

事業の背景、必要性に関してですけれども、水路築造後に発生した地震等の自然的な条件によって、水路側壁、トンネルの水路の側壁及び底版に亀裂が入ってスライム(いわゆる泥やヘドロ)及び地下水の流入がみられ、崩壊の恐れもあるということから、災害を未然に防止するための水路の補強工事を実施したものです。

主な事業の内容としては、水路工929mとなっておりますけれども、具体的には、老朽化したトンネルの改修工事となります。

想定した事業効果としては、維持管理節減効果として、関係受益者による水路の浚渫、あるいは清掃、補修等の価値を評価し、ため池等整備事業により管理が軽減されるという効果です。

災害防止効果としては、間伐等による農作物の被害や公共施設への被害を評価して、ため池等整備による被害が軽減されるという効果です。

事業の実施経過ですけれども、事業着手が平成17年度で、工事着手が18年度、事業完了が24年度になります。

公共事業評価の実施時期ですけれども、事前評価については平成16年度に実施しております。その時点での事業費、実施期間は、17年度から20年度の予定で、総事業費は1億9,800万円でした。

計画変更の時期ですけれども、トンネルの上部に空洞が確認されたということから、空洞部分にモルタル等を充填するなどの理由から、平成19年度に1回目の計画変更を実施し、事業工期も21年度までとしています。総事業費も9,200万円増額の2億9,000万円としております。

さらにその後、工事中のトンネル内で一部崩落して、その対策工事が必要になったということなどからの理由で、平成21年度に第2回目の計画変更を実施して、工事期間を3年延長して24年度までとし、総事業費も3億7,100万円としております。

続きまして、次のページになります。

整理番号35番、事業種別では海岸事業、事業名は海岸保全施設整備事業です。

箇所名は、西津軽郡深浦町大戸瀬地区です。事業主体は青森県、管理主体も青森県です。

事業方法としては国庫補助事業、財源の負担区分は国が50%、県も50%です。

事業の背景、必要性についてですが、本地区の護岸というのは、昭和40年代に整備したものです。護岸高が低く、冬期波浪や台風等が原因で波が超えてしまう。農地への被害が解消されないということから、護岸の嵩上げを行い、農地及び国土の保全を図るものです。

主な事業内容は、護岸工2, 382.6m、これの護岸の嵩上げになります。

想定した効果としては、土地保全便益として、浸食が想定される地域内の土地の価値を評価して、この事業によって被害が軽減されるという効果です。

一般資産保全便益として、浸食が予想される、想定される地域内の家屋の償却資産を評価して、この事業によって被害が軽減されるという効果です。

公共土木施設便益として、浸食が予想される地域内の公共土木施設等の償却財産を評価して、この事業により被害軽減されるという効果になります。

あと、農産物の便益として、高潮あるいは津波による浸水が予想される地域内の農産物がこの事業によって被害が軽減されるという効果です。

最後にライフライン便益として、高潮や津波によってJR五能線が被災した時に、代替の輸送に係わるコストが軽減されるという効果です。

事業の実施過程ですけれども、事業着手が昭和61年、工事着手が昭和62年、事業完了が平成24年度になっております。

公共事業再評価の実施時期ですけれども、事業実施時の実施期間は昭和61年から平成2年の予定で、総事業費は2億7,000万円でした。この当時は、事前評価の制度がございませんでしたので行われていません。

あと、再評価については、1回目を平成13年度に実施しておりますけれども、特に附帯意見はなく、対応方針も継続とされています。その時点での事業期間というのが、14年度までの工期で、総事業費が1億6,700万円です。

2回目の再評価ですが、平成18年度に実施しています。特に、これも附帯意見がなく継続になっております。その時点での事業期間は、平成24年度までの工期で10億5,400万円となっています。

あと、スペースの関係で記載できなかつたんですが、平成23年度に第3回目の再評価を実施しております。ここに加筆をお願いしたいのですが、特に附帯意見がなく、対応方針も継続ということで、その時点での事業期間は平成24年度までの工期で9億1,200万円ということです。

このたびの事後評価にあたっては、24年度の最終実績等を記載しております。

計画変更の実施時期ですが、特に追加や廃止、対策内容を変更しないということから特にございません。

特記事項としては、本事業は海岸事業であるので、海岸法に基づき「海岸事業5箇年計画」によって計画的に整備が進められてきました。当初計画時の総事業費は、第4次5箇年計画、昭和61年度から平成2年度までなのですが、その間の事業費になっております。

平成13年の再評価時は第6次5箇年計画、平成8年度から14年度までの事業費として記載しております。

15年度からは、海岸法の改正に伴って「海岸保全基本計画」に基づいて事業を実施しております。その基本計画に位置付けられた事業量に対する総事業費、工期を記載しております。

以上です。

(漁港漁場整備課)

5 ページをお開きください。

整理番号 37 番です。事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産生産基盤整備事業。箇所名等は、脇野沢地区で、脇野沢漁港と脇野沢漁場、九艘泊漁場の施設整備を一体で行なった事業です。

事業主体及び管理主体は県で、事業方法は国庫補助事業です。財源負担区分は国が 50%、県が 40%、市が 10%です。

事業の背景、必要性ですが、当地区は、慢性的に係留施設や漁港施設用地が不足しており、漁業就労環境や水産物の生産性の向上などが課題となっていました。

このため、係留施設、漁港施設用地と共に漁獲量の安定を図るための増殖場を整備し、水産物の安定供給を図ることなどを目的としております。

主な事業内容は、漁港整備については、外郭施設が 10 施設で 705 m、水域施設が 3 施設で 11,000 m²、係留施設が 6 施設で 356 m、輸送施設 1,066 m、漁港施設用地 18,374 m²です。

また、漁場施設については、増殖場が 2 施設で 17.4 ha となっております。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果として、防波堤や物揚げ場の整備に伴い漁船同士の接触などが解消されることによる漁船の耐用年数の延長や養殖作業の労働時間短縮の他、漁業就業者の労働環境改善効果として、養殖準備作業などにおける安全性や快適性の向上。また、漁獲可能資源維持・培養効果として、着定基質の設置に伴い、ヤリイカ漁獲量が增大することによる漁家所得の増加。漁業外産業への効果として、流通関連業者の所得が増加する効果となっております。

事業の実施経過についてですが、事業着手が平成 14 年度、事業完了が平成 24 年度です。この間、平成 19 年度に脇野沢漁港の護岸老朽化による改良工事の追加と、整備完了施設の実績事業費を反映させた計画変更を行っております。

また、平成 24 年度に計画当初から漁船利用などの変化を踏まえ、突堤などの計画施設の一部事業廃止手続きを行っております。このため、総事業費が当初計画時の 27 億 400 万円に対し、事業実績が 19 億 6,400 万円となりました。

特記事項として、平成 18 年度と 23 年度に再評価を実施しておりますが、それぞれ対応方針は継続とされ、附帯意見はございません。

脇野沢地区の説明は以上となります。

続きまして 8 ページをお開きください。

整理番号 38 番です。事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産生産基盤整備事業。箇所名などは、下風呂地区です。

事業主体及び管理主体は県で、事業方法は国庫補助事業です。財源負担区分は、国が 50%、県が 40%、村が 10%です。

事業の背景、必要性ですが、本地区は、低気圧や台風に伴う波浪により、港内の静穏度が悪い。うえ、慢性的な係船岸不足のため陸揚げ作業や操船に長時間を要するなど、効率性の低い漁業形態となっていました。

この状況を改善するため、外郭施設や係留施設を整備し、漁業活動の効率化などを推進することにより、水産物の安定供給を図ることなどを目的としております。

主な事業内容は、外郭施設が4施設で452m、水域施設が2施設で4,300㎡、係留施設が2施設で250m、道路168m、漁港施設用地8,700㎡となっております。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果として、防波堤などの整備に伴い、漁船同士の接触などが解消されることによる漁船の耐用年数の延長。準備陸揚げ作業など、労働時間短縮のほか、漁業就労者の労働環境改善効果として、漁港施設整備による漁業活動の安全性、快適性が向上する効果です。

事業の実施経過については、事業着手が平成14年度、事業完了が平成24年度です。この間、平成18年度に沖波の見直しに伴う漁港内の静穏度の検証結果に基づき、沖防波堤15mの取りやめ、突堤、港内にある突堤110mの新設などの計画変更を行っております。

総事業費は、当初計画時の22億円に対し、実績事業費が20億1,600万円となっております。

特記事項として、平成18年度に再評価を実施しておりますが、対応方針は継続とされ、附帯意見はございませんでした。

下風呂地区の説明は以上となります。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

続いて、県土整備部の担当課からお願いいたします。

(道路課)

ページは9ページになります。

整理番号40番、道路改築事業 国道279号有戸北バイパスについてご説明いたします。

事業区間は、下北半島縦貫道路の六ヶ所インターチェンジから、野辺地北インターチェンジの間です。

事業の背景等といたしまして、下北半島縦貫道路は、下北地方生活圏の中心都市、むつ市と東北縦貫自動車道八戸線を結び、地域間交流の促進、下北半島の産業や観光等の発展を支援する延長約6.8kmの地域高規格道路です。

本道路の一部を構成する有戸北バイパスは、国道279号の現道隘路の解消、緊急輸送道路及び救急医療ネットワークの強化、及び国家エネルギー施策を展開するむつ小川原開発地域へのアクセス向上を目的として事業を実施しております。

主な事業内容は、全体延長6.3km、車道幅員は7m、路肩を含めた全幅で12m、暫定2車線で供用しております。

想定いたしました事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、1つ目として走行時間短縮、2つ目として走行費用減少、3つ目として交通事故減少、4つ目として冬期間の走行速度向上を計上しております。

その他の効果といたしまして、地域間交流の促進、産業・観光分野の発展を支援、緊急医療ネットワークの向上、国家エネルギープロジェクトを支援、などとなっております。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成12年度、用地着手は14年度、工事着手は17年度、事業完了は24年度、平成24年度に供用を開始しており、インターチェンジ周辺のアクセス道路を追加したことで、総事業費は約10.9億円となっております。

特記事項といたしまして、平成21年度に再評価を実施しており、対応方針は継続の評価、個

別の附帯意見はございませんでした。

次に整理番号42番、夏泊公園線 浦田～茂浦工区についてご説明いたします。

事業の背景等といたしまして、主要地方道夏泊公園線は、県立自然公園夏泊半島を周回する観光道路や生活道路であるほか、県内有数の生産量を誇る養殖ホタテを市場へ輸送する物流路線でもあります。

当該路線の浦田・茂浦間は、山地部を通過するため、道路幅員が狭く、狭いところで3.5mで急こう配、急カーブが連続し、迂回路もないことから、生活・産業上、及び観光の面で大きな障害となっております。

このことから、半島地域全体の安全性の向上、防震災対策、産業・観光の発展に寄与することを目的にバイパス整備を実施しております。

主な事業内容は、全体延長約2.1km、うちトンネル延長が753m、車道幅員は6m、片側に2mの歩道を設置しており、全幅で11.5mとなっております。

想定いたしました事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、1つ目として走行時間短縮、2つ目として走行費用減少、3つ目として交通事故減少、4つ目として冬期間の走行速度向上、5つ目として通行危険箇所の解消を計上しております。

その他の効果として、地域間交流の促進、産業・観光分野の発展を支援、防災機能の強化などとなっております。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成14年度、用地着手は15年度、工事着手は19年度、事業完了は平成24年度となっております、平成24年度に供用を開始しております。

総事業費は、トンネルの詳細設計時の精査及び工事発注時の低入札落札などの要因で、総事業費は約40億円となっております。

ここで、最終実績の着手年度がS55と記載しておりますが、H14（平成14年度）の誤りです。申し訳ありませんでした。

特記事項といたしまして、平成23年度に再評価を実施しており、対応方針は継続の評価、個別の附帯意見はございませんでした。

道路課は以上です。

(河川砂防課)

河川砂防課です。

整理番号47番、総合流域防災事業 土淵川について説明いたします。

事業の背景、必要性については、土淵川は弘前市の中心市街地を貫流する河川であり、昭和50年代の治水事業により治水安全度は向上したが、画一的な護岸化により河川と親しめる空間が減少したことから、河川環境整備事業に対する地元からの要望を踏まえ、低水路工、管理用通路工を整備したものです。

主な事業内容としては、低水路工が900m、管理用通路工が300mとなっております。

想定した事業効果としましては、金銭価値化が可能な効果として、事業に対する満足度、これは河川に係る環境整備の経済評価の手引きに基づき、個々の世帯で考える事業の評価額を事業効果として、金銭価値化したものです。

その他の効果として、自然環境景観の再生、水を生かした親水空間の創出、地域のネットワークの一翼を担うなどとしております。

公共事業評価の実施時期としましては、平成21年度の事前評価では、事業期間が平成21年度から25年度、総事業費が5億2,000万円としておりましたが、最終実績では、事業期間が平成21年度から24年度、総事業費が4億2,200万円となりました。

再評価は実施しておりません。

以上です。

12ページをご覧ください。

整理番号は64番です。事業種別 砂防事業、事業名 地すべり対策事業、箇所名等は三ツ目内区域、大鰐町の三ツ目内区域です。事業主体、管理主体は青森県。事業方法は、交付金になっております。財源負担区分は、国、県ともに50%です。

事業の背景及び必要性、同区域は一級河川岩木川水系、大鰐町三ツ目川内左岸に位置する人家、鉄道、知的障害者授産施設等の保全対象を持つ地すべり防止区域です。過去には、昭和35年8月3日の集中豪雨により、地すべり区域の末端部で滑落が発生し、三ツ目内集落が濁流の中に閉じ込められ、300人が孤立化するというような重大な被害も発生しております。

その後、暫く小康状態が続いておりましたが、平成8年頃から小規模な地すべり変状が認められたことにより事業を実施したものです。

主な事業内容としましては、集水井工1基、横ボーリング工6か所、水路工L=2,427m、法面工7,398㎡というような抑制工を主体として実施しております。

想定した事業効果、金銭価値化が可能な効果としましては、人家等への被害軽減効果、人命保護、公共施設被害軽減効果があげられます。

その他の効果としましては、避難所及び避難道の被災による、それぞれの避難に関する機能不全の防止。災害時における住民の避難による精神的苦痛の軽減があげられます。

次に公共事業評価の実施時期ですけれども、事前評価時、再評価時とも、ともに事業期間は平成11年度から26年度、総事業費は12億円を想定しておりました。

最終実績としましては、平成11年度から24年度、総事業費8億5,400万円となっております。

特記事項ですけれども、平成20年度に再評価を実施したところ、事業継続、附帯意見はございませんでした。

最後に、最終実績で事業年度と事業費が縮減された理由ですけれども、下の方の図面をご覧ください。当初、その1から5ブロック全てで地すべり対策が必要ということで想定して事業期間と事業費を出しておりましたが、実際、事業を継続していく中で詳細に調査した結果、当面、地すべりが発生する危険が少ない、小さいということで、対策工を実施していないブロックがありまして、その結果、事業期間と総事業費が小となったわけです。

以上です。

(都市計画課)

続きまして、都市計画課です。

整理番号65番について説明いたします。13ページです。

事業種別は街路事業、事業名は3・3・8号 白銀市川環状線道路改築事業、事業箇所は八戸市の桔梗野地内、事業主体及び管理主体は青森県です。

調書では、管理主体が八戸市となっておりますが、青森県の誤りでした。お詫びし、訂正させ

ていただきます。

財源、負担区分については、国が50%、県が35%、八戸市が15%です。

事業の背景、必要性についてですが、3・3・8号 白銀市川環状線は、八戸市の外環状道路として位置付けられており、東北縦貫自動車道八戸北インターチェンジ、八戸インターチェンジや八戸駅、八戸港など、交通・物流拠点間の連絡強化を図るとともに、中心市街地に集中する自動車交通の分散を図る主要幹線道路であり、当該工区は臨海工業地帯及び沿線の工業団地から主要交通拠点へのアクセス強化により、地域経済の発展に寄与することを目的に平成7年度に事業着手しました。

次に主な事業内容についてですが、施工延長は2,620m、全幅24.5mの両側歩道を有する4車線道路で、橋長530mの橋が含まれております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果は、交通の円滑化、具体的には走行時間短縮や走行経費減少などです。その他の効果は歩行者の安全性向上、そして八戸港と八戸北インターチェンジ間のアクセス性向上による港湾活性化や水産品の競争力強化などです。

事業の経過ですが、平成7年度に事業着手し、平成8年度に用地着手しました。工事には、平成13年度に着手し、平成17年12月の2車線暫定供用を経て、平成24年度に4車線で完成供用し、事業を完了しております。

事業期間、総事業費及びその計画変更についてですが、当初計画時は平成7年度から平成18年度までの事業期間で、総事業費は約133億円と見込んでおりましたが、3度の計画変更により事業終了年度は6年延長されて平成24年度に、事業費は101億円に変更されました。

最終実績としては、24年度完了、事業費については94億1,400万円となっております。

特記事項の計画変更の2つ目のところですが、これは、第3回計画変更の時ですが、事業効果の早期発現を図るため、終点部交差点を立体交差から平面交差に変更し、計画延長をL=2.73kmから2.62kmへ変更しました。これに伴いまして、総事業費も133億300万円から101億2,500万円に変更しております。

以上です。

(港湾空港課)

続きまして、港湾空港課2件について説明いたします。調書のページは14ページ、整理番号67番、事業種別 港湾事業、事業名 青森港新中央ふ頭整備事業、箇所名は青森市の青森港本港地区でございます。事業主体、管理主体は青森県です。事業方法は国庫補助と県単独事業です。財源といたしましては、国、県及び一部市町村負担がございます。

事業の背景、必要性といたしましては、本事業は、港湾を通じて国内外の様々な人的、経済的交流を推進し、港湾利用の高度化を図ることを目的とし、ふ頭用地は、県の地域防災計画の中で陸上交通が途絶えた場合の災害時における海上輸送拠点として位置付けられていることから、これらの機能を継続すべく耐震強化岸壁、ふ頭用地、緑地、臨港道路を一体で整備したものでございます。

主な事業内容といたしましては、防波堤北耐震強化岸壁、ふ頭用地、緑地、臨港道路を整備しております。

想定した事業効果といたしましては、港湾来訪者の交遊、レクリエーション機会の増加、港湾旅客の利用環境の改善、災害時における緊急物資の輸送コストの削減を想定しております。

事業の実施経過といたしましては、事業着手、工事着手が平成4年度、事業完了が平成24年

度でございます。

公共事業評価の実施期間といたしましては、当初計画では平成4年度から平成19年度の予定でしたが、16年度に計画変更をしております、事業年度を平成26年度まで延ばしております。

これは、当該ふ頭の付け根部分にセメント会社がございますが、その補償検討交渉に所要の期間を要したため、期間を延ばしております。

再評価ですが、平成17年度、22年度に再評価を受けておりました、その時は附帯意見はございませんでした。

続きまして、調書の15ページ、整理番号68番、事業種別 港湾事業、事業名 八戸港改修(重要)事業 道路改良、事業箇所は八戸市にございます八戸港八太郎地区でございます。

事業主体、管理主体は青森県です。事業方法は国庫補助、財源とし、国、県及び一部市町村負担がございます。

事業の背景、必要性といたしましては、当該臨港道路 白銀北沼線とありますが、この臨港道路は各臨港地区を直結し、港湾の一体化と貨物輸送の円滑化を図るとともに、市街地の大幅な交通緩和を担う主要臨港道路でございます。

平成10年の八太郎2号ふ頭の完成に伴い、アクセス車両の増加に対応すべく、当路線の道路改修を実施するとともに、本港は災害時には緊急物資輸送拠点となるため、物資輸送ルートの安全を確保すべく八太郎大橋の耐震補強を併せて行ったものでございます。

主な事業内容といたしましては、臨港道路の改修、これは交差点改良とか右折車線の新設になります。延長といたしましては、約2,500m弱です。

八太郎大橋の耐震補強を行っております。これは、落橋防止装置と橋脚補強を行っております。

想定した事業効果といたしましては、物資輸送コストの削減効果、既存道路の混雑緩和効果、災害時における緊急物資の輸送コストの削減効果を想定しております。

事業の実施経過といたしましては、事業着手、工事着手、平成9年度、事業完了が平成24年度でございます。

公共事業評価の実施期間といたしましては、平成18年度に再評価を受けておりました、この時も附帯意見はございませんでした。

説明は以上で終わらせていただきます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

以上、13事業、担当課の方からご説明いただきました。

それでは、これまでの説明を基に、来年度の事後評価対象事業を3、あるいは4件、確認させていただきたいと思っております。

初めての委員の方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと繰り返しの説明になるんですが、来年度、平成29年度の対象事業といたしまして、事業完了後5年経過した事業が対象となります。それが、先ほど事務局の方で説明いただきまして、水色でハンチングしてある事業が平成24年度に事業が完了した事業となっております。

その中から、選定基準というものが幾つかございまして、まずはアと書いてあるところが、再評価時に附帯意見が付された箇所ということで、今回の24年度の事業一覧の中では、それはなかったということでございます。

続いて、イということで3つの基準が示されておりまして、それに該当するものが濃い水色で示されたものということになります。

かつ、担当課によっては、件数が多くなりますので、その中から各課2つの事業までを候補として選定いただくということで、それを取りまとめたのがこの一覧表です。様式6と書いてあるものですね。13事業ございまして、この事業概要について、先ほど、担当課の方からご説明いただいたということでございます。

まず、選定いただくにあたりまして、先ほどのご説明内容について、委員の皆様からご質問などがございましたらお願いいたします。

この13事業以外にもこの一覧の中から、この事業について聞きたいということももしあればお願いしたいと思います。

この事業を是非、事後評価を実施したいというものがあれば、ご発言ください。

(松富委員)

35番です。

これは、確認なのですが、嵩上げされたということですが、これは、計画波高は変わっているんでしょうか、変わっていないんでしょうか。

(農村整備課)

計画波高については、県統一の基準に基づいて地域ごとに設定した高さとしています。

具体的には、設計潮位1.5mに、計画波高3.3mを加えた4.8m、更に余裕高を加えた0.2mを足して5mという形にしております。

(松富委員)

一般的な算定方法というふうに考えてよろしいわけですね。

それで設計されたのに、何と言いますか、予想以上に越波があつて、嵩上げしたというと。

(農村整備課)

これが、今の嵩上げの高さの決め方なのですが、昭和40年に設定した高さというのは、ちょっと足りなくて、更にこういう形で全县統一して高さを決めているということです。

(松富委員)

ということは、一番最初に戻るのですが、最初の設計波高とこの嵩上げした時の設計波高の高さと違うのですか。波の高さ。波の諸元ですね。波高とか周期とか。

(農村整備課)

そこは、ちょっと手元に資料がないのですけれど。

(松富委員)

と言いますのは、もし、同じであるならば、そちらは変えていなくて嵩上げするということは、最初の計画がどうだったのかということになりますので、そこはしっかり確認された方がいいと思います。

(阿波委員長)

その他、ございますか。

具体的に事後評価、この事業を実施してはどうかというものがあれば、ご提案いただければ助かりますが、何かございませんか。

(松富委員)

1つしまししょうか。64番です。

これは、専門外なのですけれど、この地すべり対策に関しましては、人命が懸かっているということで、もう皆さん、こういう事業は進めてくださいという発想の下だと思いますが、それで、ここに関しまして事業量が減ったとかというのは、結局は、当初考えていたところのブロックに関して、実際に対処するブロック数が減ったということなのですけれど、そのあたり、どうしてこういうふうになったのか。

今まで人命に関わるということで、チェックとかそういうのをしていないのではないかとこのように感じておまして、一度、何か十和田湖の方でやったのかもしれませんが、このあたりもチェックしておく必要があるのかなというふうに感じて提案させていただきました。

(河川砂防課)

河川砂防課です。

地すべりの場合、実際調査してみないと分からないところがあり、その調査もブロックが大きくなれば費用もかかるし、時間もかかるということで、実際の調査は、地すべり事業を実施しながら個々に時間をかけてかなりの費用を投入して実施しております。

その結果、当面、地すべりの発生する危険が小さい、恐れが小さいというところは、ここだけではなくて、他の地すべりでも同じような状況で、その事業の評価上、当初はやはり想定される絵を描いて事業費とか事業期間を出しているわけですが、調査する中で改めて各ブロックの評価をし、対策を実施する、しないの評価が出てきまして、それで、今回、期間と事業費が小さくなったわけです。これは、この三ツ目内区域だけでなく、他の地すべりでも基本は同じだと認識しております。

あと1つ、これは私の個人的な意見になるのですが、この12ページの下の方の絵を見ていただきたいのですが、ここは、三ツ目内川の左岸側に地すべりブロックがあります。住民の方は、右岸側の三ツ目内集落と書かれたところに大多数がおりまして、私自身、現場に2、3回行ったことがあるのですが、地すべり事業をやっている箇所は、簡単に言いますとりんご園の中で、ここで地すべり対策をやっているというのは、確かにPR不足もあるかもしれませんが、地元の方は把握していないと思うのです。現状では、いざアンケートを取ろうとした時に、どのような反響があるのか、回答が得られるかどうか勝手に危惧している状態です。

以上です。すみません、勝手な意見でした。

(松富委員)

今日も3つほど事後評価をやりましたけれども、それにはアンケートが付き物ということで、多分、これは、殆ど見えにくくて、アンケートしてもなかなか答えにくいところかもしれません。

そういう意味では、なかなか選定するのも難しいかなと思うのですけれど、今まで殆どないのではないかと思います。

(阿波委員長)

そうですね。先ほども出てきましたけれども、河川関係は結構、評価の仕方が難しいかなと思います。それでも、その地域の方に対して、どういうふうなお考えを持たれているのかということを確認させていただくことも1つあるのかなと思うのですが。

どうですかね。

一応、これは保留ということで、候補の1つとしておいて、他に何かございますか。

他に委員の皆様からございますか。

それでは、事業費が大きいのが37番、38番あたりの漁港漁場整備課の関連かと思いますが、そのあたりで2つのうち、どちらか1つを評価されてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

今後も同種の事業、幾つかあるかと思っておりますので、そういった観点からもどちらかを事後評価されてはどうかと思いますが、担当課の方からはいかがでしょうか。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課です。

今回、2事業の方を説明させていただきましたが、1件目の方につきましては、漁港整備の方と漁場整備、一体で整備させていただいた案件になっております。そちらが37番ですね。

38番については、漁場整備ではなくて、あくまでも漁港整備に伴う候補として、今、選定をさせていただいておりますので、昨年、漁場の方の事後評価、単体のものを受けておりますので、今回、選んでいただくのであれば、漁港単体の38番はいかがでしょうか。

(阿波委員長)

それでは、38番の方ですね。1つ、候補としてあげておきたいと思います。

委員の皆様から、他にございますか。

道路関係ですね。あと、都市計画課関係と港湾空港課の方ですね。

(松富委員)

確認事項、よろしいですか。

(阿波委員長)

はい、どうぞ。

(松富委員)

29番なのですが。これは、トンネルを作っていて空洞ができて、その対策工事が必要になったというふうに言っておられましたが。これは、最初の地盤調査みたいなものが十分でなかったが故にそうなったのか、それとも何か、何と申しますか、工事ミスとか、何かそういうことなのでしょうか。

(農村整備課)

老朽化が進んでいて、底板のコンクリートがボロボロになっていたり、そういう老朽化への補

強等を目的とするものです。

あとは、事業を実施している段階で、先ほども説明したんですが、その天井の部分に空洞があって、そちらにモルタルを詰めるとか、という形での対応をとっております。

(松富委員)

そうしたら、完全なる新築ではなくて、改修というふうに考えればよろしいんですね。

(農村整備課)

はい。

補修だけのところもあるし、全面的に改修したところもございます。

(松富委員)

そういうことですか。ありがとうございます。これ、確認でした。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

道路関係はいかがでしょうかね、何か。事後評価をお願いするような事業、ございませんか。

整理番号40番の野辺地の北バイパスあたりはいかがでしょうかね。こちら、下北縦貫道の起点側になるかと思うんですが。

どうでしょうか、担当課の方。

道路関係で1つ、何か。

(道路課)

道路課です。

最初の方の40番の方は、事業費は次のものに比べれば大きいのですが、地域高規格道路で、アンケート対象を絞るのにちょっと難儀するかなと思っております。

次の方の浦田茂浦なのですけど、これは、浦田地区、茂浦地区を結ぶトンネルですので、地区は限定されるという面からすれば、回収率は結構いいのかなと思っております。

(阿波委員長)

分かりました。

そうしますと、65番の都市計画課の街路事業については担当課の方ではどうでしょうか。

(都市計画課)

街路事業については、最近、本数が少なくなってきておまして、その中で今年もやったものですから、他の多種多様な事業でやった方がよろしいのではないかという個人的な意見なんですが。

(阿波委員長)

なるほど。

私、個人としては、やはり40番の北バイパスをやっておいた方がいいかな、という感じはす

るんですよ。

そのアンケートの調査の仕方ですね。なかなか事業として効果をどういうふうに見るかというのはいろいろあると思うんですが。その金銭価値化ができるような部分って当然あるかと思うので、その辺を中心に地元の方の利用状況をアンケートも含め、やっていただくという方向でいかがでしょうかね。

これまでも、今、現在、事業を継続中の部分もあるかと思うので、その辺も含め、これからも参考になるようなものがあれば、検討していただくということで、まず1件、この北バイパスを選定させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(道路課)

はい、分かりました。

(阿波委員長)

よろしくお願いします。

それでは、38番と40番ですね。先ほどの地すべりはペンディングさせていただきまして、あとバランスから考えますと、この下の67番か68番か、どちらかですね。港湾空港課の方です。

いかがでしょうかね、港湾空港課、どちらか、事後評価を行うということであれば、どのような。

(港湾空港課)

港湾空港課長です。今、67番の新中央ふ頭の整備事業ということで青森港です。それは、やはり青森県と、実は担当が青森県が事業主体ということで話をしたのですが、国の方も防波堤とか耐震バースを国の事業で進めているということで、事業の規模も非常に大きく、その点も含めて、67番と68番の道路を比べる場合には、やはり新中央ふ頭の67番の方で事後評価をやっていくべきかなというように思います。よろしくお願いします。

(阿波委員長)

積極なご提案、ありがとうございます。

それでは、67番を選定させていただきます。

そうしましたら、今のところ、38番と40番と67番ということで。

松富委員、64番の地すべり防止はどうでしょうか。事業の効果として、どのように評価するかということも含めて。

(松富委員)

特に固執はしませんけど、今、委員長が言われたような目的でもって言わせていただいたのですけど。

それと、これ将来的なことですが、今回は候補が71件ございますが、例えば、今後5年後、10年後とか経った時に、やはりこういうふうには事業件数というのは、このぐらいの数とってよろしいのでしょうか。

と言いますのは、今回、3件から4件選ぼうというふうにされておまして、これが60とか

50に減るならば、3件または2件とか、そういう選び方もあるのかなど。
そうしますと3件でもいいのかなど。

(阿波委員長)

そうですね。

(松富委員)

だから、そのあたりの展望はどうかのかなど。展望というか、状況はどうかのかなど思って聞かさせていただきました。

(整備企画課長)

整備企画課長です。

完成の数は、若干減り気味になっていくものと思います。

(阿波委員長)

無理して4件、3件選ばなくても、その時の年の事業件数に応じて判断していくということになるかと思うのですけれども。

(松富委員)

3件に特にこだわりませんと。

(阿波委員長)

そうですね。分かりました。

そうしたら、今回は、今年度は事業規模が特に大きなものを対象として事後評価を選定させていただくということで、先ほどお話、担当課の方からもございました38番の水産生産基盤整備事業、それと40番の道路課の方の道路改築事業と、それと67番の青森港の新中央ふ頭の整備事業、この3件につきまして、事後評価の対象と選定させていただきたいということで決定してよろしいでしょうか。

<異議なし>

よろしいですか。

それでは、特に異論がないということであれば、こちら3つの事業について次年度に事後評価を実施させていただくこととなります。

具体的な評価の方法、アンケートの内容を含め、そういった部分については、後日、委員の皆様方に事務局の方からご提案があるかと思しますので、もしご意見、コメントがございましたら、その時にお願ひできればと思います。

よろしくお願ひいたします。

以上、本年度、この今回予定していた議事につきましては全て終了いたしました。全体を通して委員の皆様から何かご発言、ございますでしょうか。

どうぞ。

(秋葉委員)

今年、初めてこちらの委員になっているのでお伺いしたいのですが。

この事業、今、3つ決めましたけれども、課によって、道路課だと沢山事業があって、1つしか出てこない課もあるという中で、各課2事業まで候補としてこの委員会に出していただいているのですが、それは、本来であれば、例えば、緑の濃い枠で囲ったものの何%とか、そういうふうなやった方が平等に評価できるような気がするのですが。

そういう方法についての検討は特に、今後する予定はないのでしょうか。

(阿波委員長)

何か事務局からありますか。これまでも、多分、幾つか出てきたと思うんですけども、一応、各課のいろんな事後評価に係る負担等も踏まえて2つぐらいをまずは候補としてあげましょうということで進めてきていると思うんですが、おっしゃるように、担当課によって多い課もあれば少ない課も出てきますので、その辺のバランスも含め、それに固執する必要がないんじゃないかということかと思うんですが、何かその辺、事務局からございますか。

(事務局)

事務局ですけれども、今回、71事業ございまして、それぞれの課によりまして、件数が多いところもございまして、また一方で少ないところもございまして。

基本的に事後評価に係る案件としましては、例えば規模が大きいですとか、事業評価、再評価を実施しているものとか、いろいろそういう要件がございまして、必ずしも件数が多い、イコール対象になってくるようなモデル的な事業になるかというふうな部分にも関係しておりますので、そこは本数等にはあまり関係なく、課の方で、要は選定していただいたものを尊重して、対象にあげているということでございます。

(阿波委員長)

この候補に入っていないけれども、特に委員の方からこれは非常に今後、やはり重要な事業になってくるので、是非、事後評価をしておきたいというものがあれば、ご提案いただければここで検討していただいて、入れていくということは十分可能ではないかと思っております。あくまでも、ここに、テーブルに乗せる上でのスクリーニングとして、その2つぐらいを絞って、まずは候補としてご検討いただいているというような状況ではないかと思っております。

(秋葉委員)

今、お答えいただいて分かったのですが、ちょっと心配したのは、これだったら、この事業だったら自信を持って出せますよというのが、選べる課は選べちゃうところを心配しています。評価をする私たちの立場は、「じゃ、これ」って言った時に、これでも大丈夫ですよという、きちんと事業が行われているかということ抜き打ち的にでもやるというようなスタンスもこちらの委員で座っている側には、多少必要なのかなということもありまして、意見を出させていただきました。

(阿波委員長)

それは、そういう視点もあってもよろしいかと思imasので。

その他、委員の皆様からご発言ございませんか。

全体を通してでも構いません。この3回、今年度委員会を開催させていただきましたが、全体を通してでも構いませんので、何かご発言ございますでしょうか。

<意見なし>

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、これをもちまして本日の議事を終了させていただきますしたいと思います。

事務局に進行の方をお返ししますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局から連絡がございます。

本日の配付資料及び議事録につきましては、事務局でございます企画政策部企画調整課におきまして縦覧に供しますとともに、県のホームページにおいても公表いたしますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、閉会に当たりまして、濱谷企画政策部次長より御挨拶申し上げます。

(濱谷次長)

皆様、長時間にわたる御審議、どうもお疲れ様でございました。

本日は、再評価及び事後評価に関する意見書の取りまとめをいただきまして、誠にありがとうございます。

また、お忙しい中、これまで3回の委員会にわたりまして、阿波委員長はじめ、委員の皆様の御理解と御協力のもと、熱心に御議論を進めていただきましたことに重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

委員の皆様から頂戴した御意見を十分に踏まえながら、関係部局が連携して、適切かつ効率的に公共事業を執行して参りたいと考えておりますので、今後とも、一層の御指導をお願い申し上げます、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

(司会)

これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ありがとうございました。